

石井町教育委員会告示第 5 号

石井町移動図書館車図書購入スポンサー制度 募集要項を告示する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

石井町教育委員会 教育長 喜多 利生

石井町移動図書館車図書購入スポンサー制度 募集要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、石井町移動図書館車図書購入スポンサー制度(以下「図書購入スポンサー制度」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 図書購入スポンサー制度は、民間業者等の情報発信を組み込むことにより新たな財源を確保し、石井町の図書室及び移動図書館車の蔵書の充実を図ることを目的とする。

(内容)

第 3 条 図書購入スポンサー制度は、広告を表示する者(以下「スポンサー」という。)が広告費を負担し、石井町町中央公民館図書室はスポンサーが作成した広告版下を元に作成した広告プレートを移動図書館車後部扉広告プレート架に設置する。

(広告媒体及び広告料)

第 4 条 広告を掲載することができる広報媒体の種類、規格、掲載位置、及び広告料は別表 1 に掲げるとおりとする。

(契約期間)

第 5 条 契約期間は次の各号に掲げるいずれかとする。ただし、同一の契約期間に 2 社以上の応募があった場合は、先着(日付)順とする。

(1) 4 月(新年度始め)から 9 月末までの 6 ヶ月間

(2) 1 0 月から 3 月末(年度終了)までの 6 ヶ月間

(3) 4 月(新年度初め)から 3 月末(年度終了)までの 1 年間

2 契約期間満了の 1 ヶ月前までに双方いずれかから契約解除の申し出がない場合は、同一条件で自動更新するものとする。

(対象とするスポンサー)

第6条 スポンサーは、次の各号に掲げる業種又は業者等に該当しない企業、商店、団体等（法人格を持たない企業等含む）を対象とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されるもの
 - (2) 消費者金融に係るもの
 - (3) たばこに係るもの
 - (4) 賭博、ギャンブル（宝くじに係るものを除く）に係るもの
 - (5) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
 - (6) 政治活動又は宗教活動に係るもの
 - (7) 各種法令等に違反しているもの
 - (8) その他、スポンサーとする業種又は業者として、適当でないと思われられるもの
- 2 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者、県の指名停止措置等を受けている者は、スポンサーになることができない。なお、スポンサーになっている期間においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。
- 3 石井町暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当する者については、スポンサーとなることができない。
- 4 個人からの提供は対象外とする。

（広告の基準）

第7条 掲載できる広告の内容は、公共施設としての公共性、品位、信頼性等を損なうおそれのないものであって、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 第6条第1号から第5号に係るもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 個人の氏名を広告するもの
- (7) 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
- (8) 当該広告の内容について町が推奨している等、町民の誤解を招く

もの又はそのおそれのあるもの

(9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの

(1 0) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの

(1 1) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(1 2) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

(1 3) その他、石井町中央公民館図書室を活用した広告として、適当でないと認められるもの

(広告掲載の申請等)

第 8 条 広告の掲載を希望する者は、あらかじめ石井町図書購入スポンサー制度申込書(様式 1 号)を石井町教育委員会社会教育課に持参又は郵送により提出し、承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請を受けた広告の内容を審査し、石井町図書購入スポンサー制度決定(却下)通知書(様式 2 号)により審査結果を広告の掲載を希望する者へ通知する。

(広告主の責務)

第 9 条 広告の掲載を許可されたスポンサーは、スポンサーの負担で広告の版下原稿を作成し、教育委員会が指定する期日までに提出しなければならない。

2 スポンサーは、広告の内容に関して責任を負わなければならない。

3 スポンサーは、決定通知時に送付される納入通知書兼領収書(様式 2 7 号)により、広告料を指定する期日までに一括先払いで納付しなければならない。

(募集期間)

第 1 0 条 募集期間は第 5 条の定めにより、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 第 5 条第 1 項第 1 号および第 3 号の契約期間(新年度 4 月から)

契約期間の前年度 1 月から契約期間の前年度 2 月末まで

(2) 第 5 条第 1 項第 2 号の契約期間(契約年度の 1 0 月から)

契約年度 7 月から契約年度 8 月末まで

附 則

(施行期日)

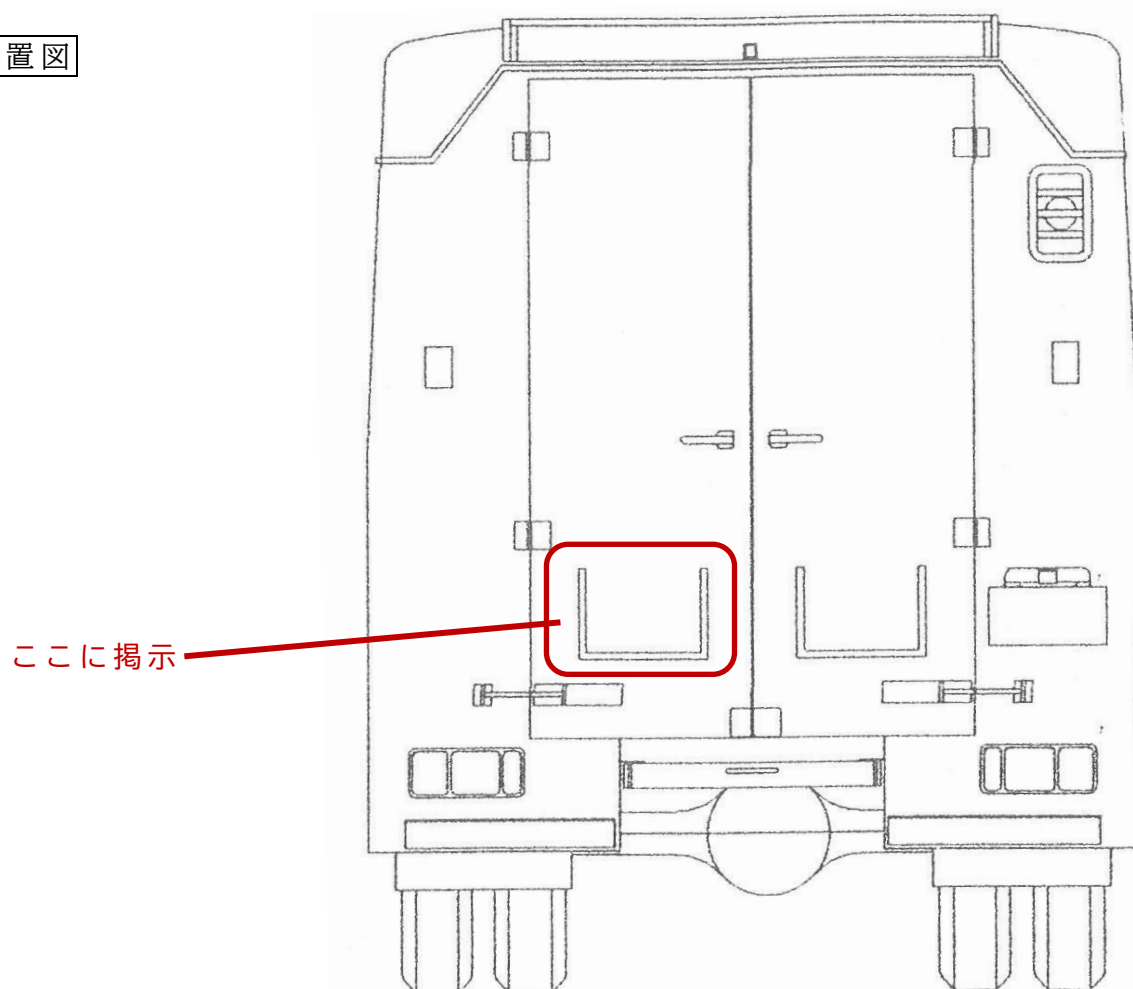
第 1 条 この募集要項は、令和 7 年 2 月 2 0 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

広告媒体 の種類	規格	掲載 位置	広告料※ (月額)	契約期間		
				(1) 4 月～ 9 月末 (6 か月)	(2) 10 月～ 3 月末 (6 か月)	(3) 4 月～ 3 月末 (1 年間)
広告 プレート	A 3 (1 枚)	下図の とおり	¥ 3,000	¥ 18,000	¥ 18,000	¥ 36,000

広告プレートの掲示期間は各契約期間内とする。

掲載位置図



※広告プレートの作成費用(参考価格:約 6,000 円/枚 程度)は、初回の 1 枚のみ教育委員会が負担する。内容更新などにより 2 枚目以降の広告プレートを作成する場合は、企業側が作成費用を負担する。

※振込手数料が発生した場合は企業側が負担する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

石井町教育委員会 社会教育課長 殿

所在地 〒

法人・団体名

代表者名



石井町図書購入スポンサー制度申込書

「石井町図書購入スポンサー制度 募集要項」に基づき、次のとおり申し込みます。

1. 契約期間（該当する期間に○）

契約（揭示）期間		広告料（年額）
自	年 4 月から	月額 3,000 円 × 6 か月 = 18,000 円
至	年 9 月末まで	
自	年 10 月から	月額 3,000 円 × 6 か月 = 18,000 円
至	翌年 3 月末まで	
自	年 4 月から	月額 3,000 円 × 12 か月 = 36,000 円
至	翌年 3 月末まで	

2. 広告の内容

別添原稿のとおり

3. 連絡先

担当者	部 署	
	職 ・ 氏 名	
	電 話 番 号	
	メー ル ア ド レ ス	@

令和 7 年 2 月 1 日

石井町教育委員会 社会教育課長 殿

所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇番地〇
法人・団体名 〇〇株式会社
代表者名 〇〇 〇〇 印

石井町図書購入スポンサー制度申込書

「石井町図書購入スポンサー制度 募集要項」に基づき、次のとおり申し込みます。

1. 契約期間（該当する期間に○）

契約（揭示）期間		広告料（年額）
○	自 令和 7 年 4 月から 至 令和 7 年 9 月末まで	月額 3,000 円 × 6 か月 = 18,000 円
	自 年 1 0 月から 至 翌年 3 月末まで	月額 3,000 円 × 6 か月 = 18,000 円
	自 年 4 月から 至 翌年 3 月末まで	月額 3,000 円 × 1 2 か月 = 36,000 円

2. 広告の内容

別添原稿のとおり

3. 連絡先

担当者	部 署	〇〇課
	職 ・ 氏 名	〇〇担当 〇〇〇 〇〇〇
	電 話 番 号	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	メー ル ア ド レ ス	〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇

様式第 2 号（第 8 条の 2 関係）

年 月 日

殿

石井町教育委員会 社会教育課長

図書購入スポンサー制度 決定 通知書
却下

年 月 日付で申請のありました図書購入スポンサー制度申込
について、次のとおり〔 決定 ・ 却下 〕しましたので通知します。

1. 決定内容

（1） 契約（揭示）期間

自 年 月 から
至 年 月まで

（2） 広告の内容

別添原稿のとおり

（3） 広告料

月額 3,000 円 × () か月 = 円

2. 申請却下の理由

備考

- 1 広告料は、同封の納入通知書県領収書（様式 27 号）で、石井町指定金融機関等にて一括先払いで納期限までにお支払いください。
- 2 振込手数料が発生した場合は、スポンサーがご負担ください。
- 3 2 枚目以降の広告プレート作成費用はスポンサーがご負担ください。
（必要に応じ、別途見積書を添付します。）